

國學院大學學術情報リポジトリ

Usage of “hadzu” in the Shu-eki shicchushu

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Yamada, Kiyoshi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000722

『周易集註鈔』における「ハツ」の用法

山田 潔

現代語で、「もう来るはずだ」のように、確信に近い推量を表わす助動詞（広義に用いる）として「はずだ」は広く用いられている。その語源は、「矢筈・弓筈」を表わす「筈」である。と一般に言われているが、それはかなり疑わしい。江戸初期の抄物『周易集註鈔』（一六六一年版）には「ハツ（ヅ・ナリ）」が多く用いられている。それが現代語の「はずだ」の語源と推定される。その「ハツ（ヅ・ナリ）」には具体的にどのような意味用法があるか。以上の三点を述べるのが本稿の主旨である。

一 はじめに

本稿で考察の対象とする『周易集註鈔』^{〔1〕}（以下、本抄と称する）は首巻を含め二五巻から成る抄物である。巻末に「于時寛文改元辛丑初冬上旬」とあるので、一六六一年に刊行されたことは明らかであるが、講述者は未詳である。丁数は首巻67丁から二四巻49丁に至るまで合計935丁を数える。かなり大部の抄物である。抄物は、その文体からナリ体とヅ体とに二分される。前者は手控抄物であり文語性が強い。後者は聞書抄物で口語性

が強い。本抄はナリ体とゾ体との混合体であり、ゾ体のほうが優勢であるような印象を受けるが、ナリ体もかなり多い。また、その分布は巻によっても異なる。しかし、同一の文章に文語体と口語体とが交互に現われると考えるのはいかにも奇異である。文章語として見た場合、ナリ体とゾ体との使い分けがあると考えた方が自然であろう（その問題は本稿の主題から外れるので、別稿に譲る）。

さて、本抄は江戸初期の抄物であるから、室町期の抄物と異なり、江戸初期の口頭語の影響を受けていることは充分考えられる。それを語法と仮名遣いとに分けて、若干考察して行きたい。まず、語法については、二段活用動詞の一段化が挙げられる。本抄にも、次のようにかなりの用例が認められる。

- アタヘル（一三1オ） カソ（数）ヘル（二二71ウ） カ（兼）
 ネル（一六18オ） カ（代）ヘル（三三36オ・四四9オ） 助ケ
 ル（二四15ウ） ツッケル（二二35ウ） ト、ノヘル（二八14
 ウ） ト、（留）メル（四四36オ） マケル（三三34オ・
 二二34オ） 見ル（首46オ） 敗レル（二二26オ）…ス（過）
 キル（一一1ウ・一三14ウ）

一文献でこれだけの一段化の動詞の用例が認められるのは、室町期の抄物には見られない。他にも、語法に関する現象は認

められるが、第三節で触れるので右に留める。

次に、仮名遣いに関しては、規範性を維持している。当時の仮名遣いに関わる現象としては開合と四つ仮名とが知られる。

しかし、その混乱に関しては、本抄では①開↓合（2例）②合↓開（1例）③ ゼ↓ジ（1例）④ ジ↓ヂ（1例）⑤ ツ↓ズ（1例）の6例が認められるだけである。

① 車ノ字イラスモノニテアロウゾ（一五5オ）

本義ノ不善ト注スルガヨサソフナソ（四六6ウ）

② サフ（総）ジテ久クスルコトハ亨テ可_レ答ソ（二二11ウ）

③ 陽ハ陰ヲ帯ルモノシヤホドニ（二二26オ）

④ 我が徳ヲヂマン（自慢）シテ（一三4ウ）

⑤ コノ段ヲコ、ニ序（つい）ズルナリ（二二28ウ）

もとより現実の言語生活においては、混乱は多く見られたのであるが、本抄は、仮名遣いに関しては伝統に則ったものであり、規範性が強い。右のうち、⑤ツ↓ズには注意する必要がある。すなわち、「ズ↓ツ」の混乱例は皆無である。したがって、ハヅをハズ（答）の誤表記と考えることは不可能である。

さて、本稿で問題とする「ハヅ（ゾ・ナリ）」（以下、ハヅと略記する）の用例は合計69例が認められる。2例以上現われる巻は次のとおりである。

首	3
三	15
四	13
五	5
六	6
七	8
八	2
九	3
一〇	4
一一	2
一二	2

他は卷二・一三二・一六・一八・二二・二三に各々1例ずつが現われ、合計69例となる。

このハツの用法は後に詳しく検討するが、用例を2例だけ掲げておく(以下、ハツの用例に、各節ごとに通し番号を付する。また読解の便宜のために、句読点を施す)。

1子トアレバ、子ノ道ヲ尽スハツソ。臣ノ職分ヲ尽スト同シコトゾ。(四7ウ)

2乾ノ徳アリテ、需テ行ナラハ、利ヲ得ルハツソ。(三17オ)

右は、文末に位置するという構文からしても、また、意味内容からしても、現代語の「はず(筈)だ」に酷似する。しかし、「筈」であるならば、歴史的仮名遣いは「ハズ」となる。しかし、右に見たように、このハツの仮名遣いは一貫して「ハツ」なのであるから、「筈」と考えることはできない。表記は全て片仮名「ハツ」であり、漢字表記は見られないから、どのような漢字を当てるべきかは不明であるが、ハツが語として存在することは否定できない。

二 ハツの意味

冒頭に述べたように、現代語で、確信に近い推量を表わす助動詞として「はずだ」が広く用いられている。その語源は、「矢筈・弓筈」を表わす「筈」であるとして一般に言われている。たとえば、辞書類には次のような説明が見られる。²³⁾

予定・当然・確信などの意を表す。弓の弦と筈がびったり合うところからいう。「そうなる筈だ」

右は、「ゆはず」を受けての説明であるが、「筈」を「やはず」と考えても意味するところは同じである。疑問は二つある。まず、右は弓の弦と筈が「びったり合う」ことを説明している。しかし、「そうなる筈だ」の「筈」は筈そのものであって、「びったり合う」ことまでを含意しない。次に「弓の弦と筈がびったり合う」ことが、どうして「予定・当然・確信などの意を表す」ことに繋がるのか、判断としない。以上の二点から「はずだ」の語源を「筈」とすることは甚だ疑わしいと言わざるを得ない。前節で指摘したように、本抄にはハツの用例が多く認められる。本稿は「はずだ」の語源はこのハツに求められることを、順次明らかにしていきたい。

本抄に認められるハヅは、今のところ、他の抄物には見出し
ていない。^[註14] 大部の抄物として知られる『玉塵抄』にも用例は見
られないようである。しかし、キリシタン文献の中にはハヅに
相当する語例が認められる。すなわち、一五九五年に刊行され
た『羅葡日対訳辞書』の中に「fazzu (はづ)」を含む語例が6
例認められる。まず、その用例に注目したい。以下、原文は葡
語→日本語の順序なのであるが、読解の便宜のために、日本語
→葡語とする。

Fazzu,yacusocu. (はづ、約束) Conserio (合意)

(138A05 compactum)

Fazzuuo totte monouo surru. (はづを取って物をする)
fazer algũa cousa de concerto. (合意に基づきある事を行
ふ) (138A05 compactum)

Fazzuuo tori,tagaini yacusocu surru cotonari. (はづを取
り、あるは、互ひに約束する)となり) Pacto,ou
concerto. (協定、または、合意) (143A36 conciliatio).

Tagaino fazzu, yacusocu. (互ひのはづ、約束) Pacto,ou
concerto entre alguns. (何人か間の協定、または、合意)
(146 B31conductum)

Tagaino yacusocu,fazzu. (互ひの約束、あるは、はづ)

Pactoconcerto. (協定、合意) (147A18 conditio)

Fazzu no toru. (はづを取る) Fazer cõtrato com alguem. (あ
る人と契約を行う) (163B23 contrato)

右のように、「fazzu (はづ)」を「yacusocu (約束)」「Conserio
(合意)」「Pacto (協定)」「cõtrato (契約)」に置換しているの
が目目される。『時代別国語大辞典 室町時代編』『日本国語大
辞典』ともに「はづ」を立項していないけれども、右の『羅葡
日対訳辞書』の語例、および、本抄の用例から、ハヅが語とし
て存在したことは認めざるを得ない。ただし、本抄の用例を勘
案すると、ハヅは「約束」するという行為ではなく、「約束」
した結果、互いの間に成立した事柄、すなわち、約束事を意味
すると考えるのが適当であろう。それは、双方にとって拠り所
となる基準・方針・根拠を意味することになる。

『羅葡日対訳辞書』に「fazzu (はず)」の語例も認められる。「や
はず」「ゆはず」を意味する「筈」の語例がまず存在する。

Morofazzu,yafazu. (元筈・矢筈) (173 A08 crenae)

Yafazu. (矢筈) (173 A08 crenae)

注目すべきは「fazzu (はず)」の綴りで、右に引用した「fazzu
(はづ)」の意味に当たる語例が14例(うち、10例は「はずを
取る」認められることである。4例を挙げる。

Yacusocu,geiyacuafazu. (約束 契約、はず) Concerto,ou
 auença (契約、または、協定) (165B30 conuentio)
 Mucaxi Romani voie fazuuo tote xitaru baitocuno
 yacusocu. (昔Romaにおいては、ずを取つてしたる買得の約
 束) Hum condtrato solenne entre os Romanos na
 compra.& venda. (売買におけるローマ人の間の正式の契
 約) (440B38 mancipatio)
 Fazu,tagaino geiyacu. (はず、互ひの契約) Concerto,ou
 auença (契約、または、協定) (538B44 pactio)
 Fazuuo tote sadametaru coto. (はずを取つて定めたる事)
 Cousa asentada por concerto. (契約によつて決定された
 事柄) (539A04 pactus)
 「Fazu (はず)」を新たに「geiyacu (契約)」「auença (協定)」
 に置換している。以上、『羅葡日対訳辞書』におけるは、本抄
 のハツに該当する語を「fazu (はず)」「fazu (はず)」両様の
 綴りで記載していることになる。

『羅葡日対訳辞書』に次いで刊行された『日葡辞書』(一六〇三
 ～四年)は右と異なる様相を呈する。まず「ハツ」「筈」2語
 が立項されているけれども、綴りはともに「fazu」である。す
 なわち、『羅葡日対訳辞書』の「fazu」が「fazu」に吸収され

ている。しかし、「ハツ」の語釈は「Conserto (合意)」とあり、
 『羅葡日対訳辞書』のそれを踏襲している。次に、「ハツ」に
 当たる「fazu」の用例を見て行くと、次のとおりである(日本
 語訳は『邦訳日葡辞書』に従う)。

Fazuuo auasuru. (ハズを合はする) Compir a promessa.&
 concerto. (協定や約束を履行する)
 Fazuga chigô. (ハズが違々) Discrepar do concerto,ou
 promessa. (協定とか約束とかが食い違つ)
 Fazuuo auasuru. (ハズを合はする) Fazer de pessoa,ou
 como se espera delle na guerra. (戦争などの際に、こ
 めて勇敢に振舞う、または、自分にかけられた期待どおり
 に働く)
 Fazuuo auanu fto. (ハズの合はぬ人) Homem que não
 cumpre com o que ficou,ou dar não fez o que deve
 conforme ao concerto que se tem de sua pessoa.&c. (自
 分の引き受けたことを果たさない人、または、その人物に
 ついて他の人が抱いている観念・見方からすれば、当然し
 なければならぬはずの事をしない人)
 「Fazuuo auasuru. (ハズを合はする)」は動詞「auase (合は
 せ)」にも登載されている。

Xubilizawuo auasuru. (首尾、あるいは、ハズを合はする)
 Conco (r) dar o principio & o fimou comprir a promessa
 (始めと終わりとを一致させる、または、約束を果たす)

『羅葡日対訳辞書』が、語例「ハヅを取る」に見られるように、両者の対等の契約に重きを置いているのに対し、『日葡辞書』の「ハズを合はする・ハズの合はぬ人」は、一方が他方に適合するか否かに重点が移っている。それは、箏と弦との関係に通じる。すなわち、このハズは、語として「箏」の影響を受けているように感じられる。⁽⁶⁾しかし、葡語訳に見られるように、意味上『羅葡日対訳辞書』の fazzu を継承していることは確かである。

他のキリシタン文献までは調査が進んでいないが、『天草本平家物語(一五九二年刊)』の「fazu(箏)」について一言しておきたい。『天草本平家物語』には「箏」の意味の fazu が 4 例現われるが、そのうち 2 例は fazzu と表記されている。混用例であることは間違いないが、その背景を考える必要がある。『羅葡日対訳辞書』では本来の fazzu (ハヅ) が fazu (ハズ) とも表記され、『日葡辞書』では fazzu が fazu に吸収されている。それは、音韻史上「づ」が「ず」と一体化するという背景を踏まえている。『天草本平家物語』は一五九二年に成立し、それは

fazzu と fazu とを区別しつつも混用の見られた『羅葡日対訳辞書』とはほぼ同時期である。

亀井孝氏は、四つ仮名の混用のうちジ・ズについて「撥音にづく場合に限り、却つて、「ジ」「ズ」を [dzj] [dzu] と発音したのである。しからば、実質的には、依然、[ʒ] [dʒ] [zu] [dzu] の四種が、当時も、共存したことになる」のように、音声学的に説明しているけれども、右の fazzu (ハヅ) と fazu (ハズ) との混乱は、本稿に指摘しているハヅと箏 (ハズ) との、意味上の混用が原因していると考えられる。

これに関連して参考になるのは「甲(カフ・コフ)である。「手の甲・亀の甲」などの「こふ」は本来和語であった。それが、開合の合一の結果、漢字音「甲(カフ)」と同音になり、和語「こふ」が漢語のように意識されるようになったことを、かつて指摘したことがある。⁽⁹⁾ハヅと「箏(ハズ)」との関係もそれに似ている。すなわち、本来「約束・契約」を意味するハヅは、「やはらず・ゆはず」の「箏」とは別語であった。それが「ズ」の合一の結果、ハヅと「箏(ハズ)」とが同音になったので、両者が同一語であるかのように意識されたものと考えられる。したがって、『邦訳日葡辞書』のように、ハヅの意味の fazzu を「fazu(箏)」と表記するのは「当て字」であり、助動詞「ハ

ズだ」を「筈」であると解釈するのは、一種の民間語源説であると結論付けられる。

なお、時代は下るが、坂梨隆三氏は、近松の世話物作品24編の四つ仮名を精査せられ、「筈」は88例全て「はづ」であると指摘されている。その挙げられた用例に「追付頼みがくるはづ」「筈ちがへる男じやない」がある。この2例は、ともに本稿で問題とするハヅの用法に属するものであり、その意味で「正しい」仮名遣いであると言える。

三 ハヅの用法 (一) 体言用法

本抄はナリ体とゾ体との混合体であるから、「ナカリキ (一七二ウ)」「ナリケルヲ (二四オ)」「ナラン (二四七オ)」「アリケン (二二七ウ)」「トリ玉ヒケラシ (二二三五オ)」「アルベケレドモ (八四ウ)」のような文語助動詞が現れるとともに、「ヨカラウカ (二九三ウ)」「アラウウ (二三一五ウ)」「シツラウ (一六八ウ)」のような口語助動詞も、ままだ現われる。しかし、推量の助動詞として室町末期まで頻用されていた「ウズ」は、その前身「思ハンスレドモ (三三ウ)」は1例認められるが、本抄には現われない。ウズは、基本的に、前代のベシの意味用

法を襲ったものであるが、本稿で取り上げる「ハヅ(ジ・ナリ)」は、ウズの意味用法に極めて近い様相を呈する。順次それを述べて行きたい。

まず、前節で確かめたように、ハヅは、「約束」「契約」「Conserio (合意)」「Pacto (協定)」「cōtrato (契約)」「auença (協定)」を意味するものであった。それは、当事者にとって、行動の抛り所となる基準・方針・根拠を意味することになる。さらに、個々の当事者の具体的な関係を離れて、一般的に考えるならば、広く認定される物事の道理・原則・軌範・常識などの意味に繋がっていく。ハヅが確信に近い推量を表わす助動詞に発展するのは、右のように、意味用法が派生拡大し、一般化したことに基づくと考えられる。

具体的に見て行きたい。まず、ハヅは本来名詞であるから、名詞特有の用法が認められる。

- 1 究ハ陰柔ニテ、下ニアルハヅノ (≡下にあるのが道理の) モノソ。乾ハ陽剛ニテ、上ニアルハヅノモノソ。(五二ウ)
- 2 尊位ニ居テ、人ヲ養フハヅノ (≡人を養うのが義務・務めの) 者ガ、養フコトナラヌホトニ、弘経 (≡弘_{モト}経_ニ) ト云ソ。(二〇三ウ)

3 大有八道ニ大ニ通スルコト無ケレハ、大ニ有ツハヅハ (≡

…という道理は)アルマイソ。(六13オ)

4 七月二一陽生スルトキハ、七爻ニアタルソ。故ニ七日ト云ソ。シカラバ、七月ト云ハハヅヲ(「…というのが適当である、それを) 七日ト云ハ、七八陽數ニテ日ハ陽物ソ。

(九21オ)

三上章氏は、「ガ・ノ可変」という操作を用いることによって、「彼の来るはずがない」の「はず」は名詞、「そろそろ彼が来るはずだ」の「はずだ」は「名詞くずれ」がしているので準詞(助動詞)と認められると説明しているが、右の用例は前後の接続関係からして、まだ「名詞くずれ」していないものと認められる。

また、ハヅが「ハヅヅ」のように文末にある場合でも、右の用例3「人ヲ養フハヅノ(「人を養うのが義務・務めの)者」と同様、「ハヅヅ」の上の連体修飾節を意味的に主語(時枝文法の対象語)として、「ハヅヅ(「道理だ)」と認定している用法のあることにも注意する必要がある。

5 入ラヌ処へ無理ニ入ル、デ無ホドニ、刀ニサワルモノガ無ケレハ、刃ノ新ニ研ダヤウナハヅソ。(二二49オ)

右は『莊子』に現われる「庖丁」の話の引用であるが、刀を骨にも肉にも全く当てることはしないので、「刃ノ新ニ研ダヤ

ウナ(「まるで刃が研ぎたてのように見えるのは)ハヅソ(「道理だ↓尤もだ)」の意味である。すなわち、この場合、「刃ノ新ニ研ダヤウ」に見えるコトは、推量の対象ではなく、既定のコトガラそのものであり、それは「刀ニサワ(障)ルモノガ無」いことから「ハヅソ(「尤もだ)」だと認定している。現代語の「道理で彼がそう言っただはずだ」という言い方に繋がる。このように、「ハヅヅ」に係る語句(節)を意味上の主語(対象語)とし、それを「ハヅヅ」で、「道理だ・尤もだ」と判定すると理解した方が分かりやすい用例は、かなり多く認められる。一例を挙げておく。

6 子トアレバ、子ノ道ヲ尽スハヅソ。臣ノ職分ヲ尽スト同シコトソ。(四7ウ)

右は、子としての道を尽くすはずだと推量しているのではなく、「子ノ道ヲ尽ス」のが「ハヅヅ(道理だ↓当然だ)」と判定していると解するのが自然であろう。

四 ハヅの用法(二) 必然用法

文末の「ハヅ(ヅ・ナリ)」の用法について見て行くことにする。ベシには可能・意志・推量・義務・当然・命令・適当・

予定の意味用法があるとされるが、基本的に2類に大別できる。

「必然」と「当然」とである。「必然」とは「必ず」（である）はずだ・違いない」という確かな推量の意味であり、「当然」とは「当然（する）はずだ・べきだ・ねばならない」という、当為の意味を含む。両者は画然と区別できるものではないが、右のベシの8種類の意味用法は、そのいずれかに分類できる川村大氏によって詳しい分析がなされている¹³⁾。ベシを踏襲したウズも基本的に同様である。

前述したように、本抄にウズは用いられていない。ハツは基本的にウズの用法に近似する。それを具体的に分析して行くことにする。

まず、確かな推量を表わす用法を表わすものとしては、「必ず」に呼応する用例が4例認められる（類例 七11オ・九22オ）。

- 1 物畜聚スルトキハ、必ス養フハツゾ。不_レハレ養失亡スルモノゾ。(一〇17ウ)

- 2 才質ノ剛ナル者ガ中道ニ不_レ居トキハ、必ズ訟スルハツゾ。(三37オ)

また、コソによる強調表現の構文にハツの用いられている用例も認められる。

- 3 アツマルハ、陰ト陰ト、陽ト陽トコソ、類ガ萃ルハツナレ

ハナリ。(一六14オ)

次に、そう判断する根拠・理由を、接続助詞「ほどに」、「已然形+ば」、「〜からは」によって明示し、その文末に「ハツ（ゾ・ナリ）」の用いられた用例が多く認められる。

接続助詞「ほどに」の用例は10例ある。

- 4 功ハ九二ニアルホトニ、六三ニ无功ハツゾ。(四9オ)

- 5 志定ルトキハ、僭_レ上_レ害_レ下ノコトナキホトニ、天下ハ治

ルハツゾ。(五3ウ)

- 6 柔ノナルモノハ、必ス剛ナルホトニ、知_レ柔トキハ、剛ヲ

知ハツゾ。(七5ウ／6オ)

「已然形+ば」は、「ナレバ」の表現形式で7例が認められる。

- (類例 首52オ・首52オ・四9ウ・八3ウ・一二14オ)。

- 7 郊ニノカレテ、需テ居ルナレハ、險難ノ世ヲ犯シテ、行コ

ト／ハナイハツゾ。(三19オ／ウ)

- 8 尊位ニアリテ、道大中ナレハ、尊宗セラル、ハツゾ。(六12ウ)

(六12ウ)

「〜からは」は現代語の「〜からには」に当たる。そのことを前提とすれば、以下のことが当然成立するはずであることを述べる（類例 三3ウ）。

- 9 曠遠ノ地ニノカレテ処カラハ、險難ヲ犯シテ行コトハ無キ

ハヅソ。(三19ウ)

10 微ハ必ス顯ル、ホトニ、微ヲ知カラハ、彰ヲ知ハヅソ。(七5ウ)

右は、一文内に「ハヅソ」と推定する根拠が示されている用例であるが、二文を接続詞「故に」で連接する用法(用例11)、文脈上、前文がその根拠を示す用法(用例12)も認められる。

11 陰柔ノモノガ陽剛ヲト、／ムルホトニ、一朝一夕ニハナルマイソ。：故ニ戒ムルハヅソ。(四37ウ／38オ)

12 陰陽ハ夫婦ノ道、即チ剛柔ナリ。情ノ相接スルハヅソ。

(三9ウ)

以上は、前件の既定のコトガラを根拠として、後件の成立する蓋然性の高いことを「ハヅソ」で表現したものである。次に、前件が未定のコトガラであるが、もしそれが成立するならば、それに付随して後件も成立するに違いないという判断を「ハヅソ」で表現した用例が認められる。まず前件に「～ならば」を用いた用例が2例ある。

13 イカニ周公ノ徳ガ天子ノ如ナトテモ、臣ナラハ、臣ノ職バカリヲスルハヅソ。(四7ウ)

14 乾ノ徳アリテ、需テ行ナラハ、利ヲ得ルハヅソ。(三17オ)
「～ときは」という表現も、「～ならば」と同様、前提条件を

表わす(類例 四26ウ・七21オ・一〇3オ)。

15 本道ニカヘルトキハ、咎ノ無ハヅソ。(四36ウ)

16 中正ノ徳アツテ、自守ルトキハ、心静ナリ。静ナルトキハ、

思慮明審ナルハヅソ。逸楽ニシテ、中正ナレハナリ。

(七6オ)

右とは逆に、前件が成立しないならば、それに伴って、後件も成立することが無いか、困難かであるという判断をハヅで表わす用法も認められる。

17 始ニ孚アルホトニ、終ニハ吉アランソ。始ニ比スルニ、誠

ガ無キナラハ、終ニ吉アルハヅハナイソ。(四21オ)

18 タトヘハ、蒙者ト発蒙者トノ情ガ一ツニナラスンハ、善教

ヲ云ヒキカスルトモ、難レ入ハヅソ。(三9ウ)

以上、「ハヅ(ソ・ナリ)」が「必然」すなわち「必ず」(である)はずだ・違いない」を表わすという根拠を構文の上で指摘した。

五 ハヅの用法(三) 当然用法

前節の必然用法はそのことが成立するかどうかという真偽判断を表わすのに対し、当然用法は、そのことが適切だ・望まし

い・そうあるべきだという、言語主体の価値判断を表わすものである。すなわち、言語主体には、一定の基準・軌範・理念や通念・常識があり、それに基づき判断を下す。たとえば、次のような用例がある。

1 師旅ノコトハ、任セラル、者ガ、專一ニスルハズソ。(四8ウ)

(四8ウ)

2 上ニアル人ハ、陽剛健徳ナルハ、比ノ首ニナルハツソ。陰

柔ニシテ、上ニアルトキハ、下ノ者ガ比スルコト無ホトニ、

凶道ソ。(四27オ)

後者は「比」の意味がとりにくいが、「專一ニスルハズソ」は義務(べきだ)、「比ノ首ニナルハツソ」は適當(〜のが良い)を表わしていると考えられる。このように、言語主体の信条に基づき、物事に対し、一定の価値判断を下すものである。しかし、こうあるべきだ・あるはずだという判断は、往々にして現実の様相と乖離する。したがって、この当然用法は、前句「ハツ(ヅ・ナリ)」が、逆接の関係で後句に繋がる用例が多く現われる。

まず、逆接「ども」の用例が8例あり、そのうち6例は「なれども」である(用例1〜3)。必然用法の場合、前件に「なれば」の現われる用例が多く見られたのと対照的である。

1 今初九ハ処_テ下_ニ、不_レ行ハツナレトモ、陽剛ニシテ、進ムオアルホトニ、行ノ義アリト云ナリ。(五4オ)

2 坤ハ下篇ニアルハツナレトモ、上篇ニアルハ、皆十一陽ノ卦ソ。如何トナレバ、一陽ガソノ卦ノ主トナレバ、陽ノ義ヲトルホトニソ。(首16オ)

3 男ガ女ノ上ニアルハ、理之常ナルホトニ、陽勢ナリトスルハツナレトモ、君位ガ陰爻ニテ、位ヲ失フホトニ、下篇ニアルソ。(首21ウ) 類例(二39ウ・四4オ・七24オ)

4 吉ナルハツハナケレトモ、吉ナリトアルハ、四自ラ不克ノ義ヲ思テ、困テ工夫シテ、法則ニタチカヘルトキハ、吉ナリト、教ヘ玉フソ。(六8ウ) 類例(八3ウ)

次に多いのは「はづが」であり、「が」が逆接を表わしている。6例が認められる(類例 四27ウ・七6オ・一三21ウ・二三20オ)。

5 此ノ四卦イツレモ元亨ト象ニ有ランハツガ、升ニバカリ大亨トアルハ、誤ニテアランソ。(六13ウ)

6 君位ナラハ、天下ニ同スルハツガ、二ノ一人ト同スルハ、私ソ。(六9オ)

「はづなるに」が1例ある。

7 一陰ニテモ賁ルハツナルニ、二陰ナレハ、イヨく賁テ潤

沢ナルソ。(九七オ)

必然用法の場合、二文を接続詞「故に」で連接する用法が見られたが、当然用法の場合は、それとは逆に、逆接の接続詞「しかれども」の後続する用例が 1 例見られる。

8 訟ハ真偽ヲ未_レ分明ニモサキハ_ヲハツソ。シカレドモ、中學ナルホトニ、吉ナリト云ソ。(三二七オ)

ただし、次のように、「ホドニ」を承けて「ハヅナリ」で結び、さらに、「ナレドモ」という逆接の関係で後続させる用例も見られる。

9 六五ガ一卦ノ上ナルホトニ、大将ニナルハヅナレトモ、陰柔ニシテ人君ノ象アリテ、下ノ九ニ陽剛ヲ、将ニシテ、任スルノ象ソ。(四四オ)

このように、意味的にも構文上でも、「必然」「当然」の区別の付きにくい場合が、ままある。しかし、基本的に両者は区別するのが望ましく、一般に可能であると考える次第である。

以上、『周易集註鈔』の用例に基づき、「ハヅ」の用法を見て来た。本稿で述べた事柄を要約すると、次のようになる。

一 現代語で確かな推量を表わす「_レはずだ」の「はず」の語源は「やはず・ゆはず」の「筈」であるとされる。しかし、

「筈」と「はず(だ)」とが意味的にどのように結びつくのか判断とせず、この語源説はきわめて疑わしい。

二 『周易集註鈔』(一六六一年刊)には「ハヅ(ゾ・ナリ)」が 69 例現われ、その意味用法は現代語の「はず(だ)」に酷似する。しかし、歴史的仮名遣いの上から、この「ハヅ」は「筈(ハズ)」と同一語とは認めがたい。すなわち、独立した語として「ハヅ」が存在したと考えられる。

三 『羅葡日対訳辞書』(一五九五年刊)には「筈」の意味の「fanzu(ハズ)」とは別に「fanzu(ハヅ)」が存在し、類義語「約束」「契約」葡語の訳語「consertio(合意)」「pactio(協定)」などに対応する。すなわち、「ハヅ」はこのような意味を有する一語として存在したと認定される。

四 『日葡辞書』(一六〇三〜四年刊)では、「ハヅ」と「ハズ(筈)」がともに立項されているけれども、綴りはともに「fanzu」である。これは当時の四つ仮名の混乱により、仮名遣いの上で、「ハヅ」が「ハズ(筈)」に吸収された結果であると推定される。

五 室町末期において、ベシの意味用法は基本的にウズに置換された。『周易集註鈔』にはウズは現われず、代わりにハヅが多用されている。ハヅは、ベシ・ウスと同様、必然(〜

にちがいない)・当然(当然くはずだ・べきだ)の両様に用いられる。すなわち、意味用法の点からも、現代語の「はず」の語源はこのハツであると考えられる。

〔注〕

- (1) 拙蔵本に拠る。「京都大学貴重図書デジタルアーカイブ」(<https://mdakulib.kyoto-u.ac.jp/item/r10003>)により京都大学図書館蔵本(首巻欠)も参照した。
- (2) 小川環樹氏^他編『角川新字源 改訂新版』(二〇一七年 KADOKAWA)。他の辞書もほぼ同様の説明である。なお、「はずだ」の用法に関しては、大場美穂子氏「はずだ」の用法と使用場面(慶應義塾大学日本語・日本文化教育センター紀要『日本語と日本語教育』48(二〇二〇年三月)の次の説明が当を得たものであると考えられる。当該事態の成立についての疑念・期待が示されたことを受けて、ある条件やそれまでの状況、知り得た知識から見て、当該事態が当然の帰結であると考えられるという¹⁶頁)を参照した。
- (3) 岸本恵実氏解説・三橋健氏書誌解説『フランス学士院本羅葡日対訳辞書』(二〇一七年 清文堂複製) 福島邦道氏・三橋健氏解説『羅葡日対訳辞書』(一九七九年 勉誠社Oxford Bodleian Library所蔵本複製)に拠る。語の検索は、豊島正之氏編『対訳ラテン語語彙集』(<http://joso-ro.sj.jp/IGR/>)の恩恵を受けた。翻字に関しては、金沢大学法文学部国文学研究室編『ラホ日辞典の日本語 本文篇索引篇』(二〇〇五年 勉誠出版)を参考にした。
- (4) この用例は皆由美子氏によってすでに引用紹介されている。同氏「近世期資料にみる「はず」のモダリティ化」(『日本語文法』二〇〇四年九月)ただし、Tanzi(ハツ)に関しては言及されていない。ちなみに、本抄に先行するものとして、「沢庵書簡(一六三〇年)「コリヤード懺悔録」(一六三三年)「などからの用例を挙げておられる。
- (5) 月本雅幸氏解説『キリシタン版日葡辞書 カラー影印版』(二〇一三年 勉誠出版) Oxford Bodleian Library所蔵本複製に拠る。
- (6) 山口堯二氏「助動詞史を探る」(二〇〇三年 和泉書院) 第九章「はずだ」の成立 第二節「弓の「はずがあふ」こと」に詳細綿密な分析が見られる。山口氏は、この「はずがあふ」の「比喩的意義」から「段取り・予定、約束などの意」さらに「一般規制的な物事の筋道・道理などの意義も派生した」とされる(194~206頁)が、本稿の捉え方と異なる。
- (7) 江口正弘氏『天草版平家物語対照本文及び総索引』(一九八六年 明治書院)に拠る。
- (8) 亀井孝氏「倣縮涼鼓集を中心に見た四ツがな」(『國語學』第四輯)一九五〇年 刀江書院) 83頁。
- (9) 拙著『抄物語彙語法論考』(二〇一四年 清文堂) 第三章第二節「和語としての「甲(こふ)」を参照せられたい。
- (10) 坂梨隆三氏「近世の語彙表記」(二〇〇四年 武蔵野書院)「1近松の四ツがな」21頁。
- (11) 拙著『玉塵抄の語法』(二〇〇一年 清文堂) 第三章第一節「助動詞「うず」の表現性」を参照せられたい。
- (12) 三上章氏『現代語法序説』(一九五三年 刀江書院) 一九七二年復刊くろしお出版。なお、拙著『日本文学法の系譜』(二〇一二年 昭和女子大学近代文化研究所)120頁も参照せられたい。篠崎一郎氏「ハズ」の意味について(『日本語教育』一九八一年六月)は、「ハズ」を形式名詞として扱っておられるけれども、「名詞くずれ」をしてい

(13)

る場合は、助動詞として扱うのが適当であろう。

川村大氏「ベシの諸用法の位置関係」(『築島裕博士古稀記念国語学論集』一九九五年 汲古書院 所収)・同氏「ベシの表す意味―肯定・否定・疑問の文環境の中で―」(『山口明穂教授還暦記念国語学論集』一九九六年 明治書院 所収)・川村氏はベシを、A類「現実世界接触用法」B類「事態の妥当性主張用法」に二分される。A類が「必然」、B類が「当然」にはほ相当する。詳しくは拙著『抄物の語彙と語法』(二〇二二年 清文堂)第一章第二節「抄物における助動詞「ベシ」の変容」を参照せられたい。

〔付記〕送稿後、『職原鈔私記(一六四八年)』『論語集註抄(一六六九年)』にハツの用例を見出した。また、時代は下るが、『唐詩選国字解(一七八〇年)』など『国字解』類にもハツの用例が認められる。稿を改めて述べる。